

事業継続ガイドライン改定等に関する検討会開催要領（案）

令和 8 年 7 月 13 日

内閣府政策統括官（防災担当）

（開催）

第 1 内閣府では、企業の事業継続計画、いわゆる B C P の策定・運用を後押しするため、事業継続ガイドラインを策定（初版平成 17 年）し、社会情勢の変化や災害の教訓に合わせた改定を行うとともに、普及促進に努めている。

昨年以降、南海トラフ地震や首都直下地震の基本計画の見直しが行われ、経営中枢機能の維持に向けた代替戦略の重要性や、サプライチェーン対策の強化などが指摘されており、これを受け、事業継続ガイドラインについても、見直しを行う必要がある。

また、B C P の策定・運用の更なる促進と実効性向上に向けて、B C P に取り組む企業が社会的に評価されるための環境づくりのあり方についても議論を進めていく必要がある。

そのため、これらの議論を進めるため、「事業継続ガイドライン改定等に関する検討会」を開催する。

（委員）

第 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

（座長）

第 3 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、議長として検討会の議事を総括する。

（事務局）

第 4 検討会の事務局を、内閣府政策統括官（防災担当）に置く。

（議事）

第 5 検討会は、座長又は第 7 に規定する座長の職務を代理する者が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、検討会を開くことはできない。

2 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員の過半数が出席しない場合であっても、検討会を開くことができる。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ、又は説明を行うことを求めることができる。

（議事要旨）

第 6 事務局は、検討会の終了後、速やかに議事要旨を作成し、これを公表する。

（座長代理）

第 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第 8 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。